

《 初 任 給 に つ い て 》

初任給について、薬剤師は医療職給料表（２）の３級に格付けられ、民間企業等での職務経験年数に応じ、一定の基準に基づいて決定します。

以下は、モデルケースとして、大学を卒業し、薬剤師免許を取得後、本市採用まで民間企業等で薬剤師として継続して正社員で就業していた場合の初任給になりますので、参考としてご覧ください。

なお、最終合格された方については、面接カード等の情報をもとに初任給を試算することができますので、具体的な額をお知りになりたい場合は、最終合格発表後に担当部署（市人事課）へお問い合わせください。

（令和７年４月１日現在）

◎大学６卒の場合

採用時の年齢	職務経験年数	初任給 (地域手当を含む。)
３６歳	１２年	３４万円程度
４０歳	１６年	３７万円程度
４５歳	２１年	４０万円程度
５０歳	２６年	４２万円程度
５５歳	３１年	４２万円程度

◎大学４卒の場合

採用時の年齢	職務経験年数	初任給 (地域手当を含む。)
３６歳	１４年	３４万円程度
４０歳	１８年	３７万円程度
４５歳	２３年	４０万円程度
５０歳	２８年	４１万円程度
５５歳	３３年	４２万円程度

※ このほかに通勤・扶養・住居・時間外勤務・期末・勤勉手当を、それぞれの支給要件に応じて支給します。

※ 採用に伴う転居にかかる旅費や単身赴任手当は支給しません。

新規学卒者等を対象とした上級相当の試験の合格者は、薬剤師（２級）として採用しますが、民間企業等での職務経験がある人を対象としたこの試験の合格者は、年齢や経歴にかかわらず、「主任薬剤師（３級）」として採用します。

《昇任モデル》

